

身体拘束に関する指針

社会福祉法人くすのき

1. 基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、職員一人ひとりが拘束廃止に向けた意識を持つことにより、拘束による身体的・精神的弊害を理解して安易に正当化することなく、可能な限り身体拘束をしない支援を実施していきます。

(1) 障害福祉における身体拘束廃止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者または他の利用者などの生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束をおこなわない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要件のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の範囲で身体拘束をおこなうこともありえます。

①**切迫性**…利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②**非代替性**…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③**一時性**…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束をおこなう場合には、以上の3要件をすべて満たすことが必要です。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束をおこなう場合

ご本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束をおこなう場合は、会議をもって十分に検討をおこない、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、ご本人・ご家族に対して説明し、同意を得ておこないます。また、身体拘束をおこなった場合は、その状況についての経過記録の整備をおこない、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) サービス提供時における留意事項

身体拘束をおこなう必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

①利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努めます。

②言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努めます。

③利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。

④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為

はおこないません。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、会議をもって組織として検討をします。

- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為をおこなっていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

(4) 利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に事業所の方針を説明します。サービス事業所は利用者及び家族の生活に対する意向を確認し、支援の方向性を提案することで、身体拘束廃止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努めます。

3. 身体拘束廃止に向けた体制

当法人では、身体拘束の廃止に向けて委員会を設置します。虐待防止委員会にて身体拘束を取り扱うものとしします。

①設置目的（身体拘束について）

事業所内等での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討、身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続、身体拘束を実施した場合の解除の検討 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

②虐待防止委員会の構成員

管理者・事務長・部長・サービス管理責任者・主任・看護師・外部委員

③虐待防止委員会の開催

年に2回以上開催（必要時は随時開催）。

4. やむを得ず身体拘束をおこなう場合の対応

ご本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束をおこなわなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。また、当法人における身体拘束の具体的行為は以下のとおりとします。

①身体拘束検討会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、各関係部署の代表等が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束をおこなうことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて、組織として検討・確認をします。要件を検討・確認した上で、身体拘束をおこなうことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、ご本人・ご家族に対する同意書並びに身体拘束を盛り込んだ個別支援計画を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急におこない実施に努めます。

②利用者ご本人やご家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等とおこなっている内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施します。

③記録と再検討

法令上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得えなかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録します。また当該記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討していきます。記録は5年間保存し、要望があれば提示できるものとしします。

④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者、ご家族に報告します。

⑤身体拘束の評価

虐待防止委員会において、身体拘束について適切であるか、あったか等の評価します。

＜社会福祉法人くすのきにおける身体拘束禁止の具体的な行為＞

- I 自由に動けないように椅子・車椅子やベッド等に縛り付ける。
 - II 自分で動けないような姿勢保持椅子に座らせる。
 - III 手の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
 - IV 行動を規制するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
 - V 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- ※ その他、利用者の行動を著しく制限する行為も拘束と考えます。

5. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行について職員教育をおこないます。身体拘束は虐待防止と連動するものであるため、権利擁護研修（虐待防止）の一環としておこなうことを基本とします。

- ①定期的な教育・研修の実施（年1回以上）
- ②新任者に対する研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

6. 利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者・家族等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、法人ホームページに掲載をおこない、積極的な閲覧の推進に努めます。

附 則

本指針は令和4年3月1日より施行する。